

令和 8 年 6 月 1 7 日

海老名市議会議員 伊左次 雄介 様

海老名市議会議長 永井 浩介

令和 6 年度政務活動費に係る再質問状

令和 8 年 6 月 8 日付で回答された「令和 6 年度政務活動費に係る質問状」について確認いたしました。しかしながら、回答内容は質問事項に対する直接的な説明がなされておらず、事実関係及び見解について、なお不明な点が残ります。

政務活動費は市民から負託された公金であり、その使途については高い透明性と説明責任が求められます。また、本件に対する市民の関心も高く、市議会として疑義を残したまま看過することはできません。このため、各会派の代表者と協議した結果、改めて次の事項について具体的かつ明確な説明を求めることといたしました。なお、回答に当たっては、質問事項ごとに事実関係、判断の根拠及び経過を具体的に記載いただくようお願いいたします。また、本再質問状及びこれに対する回答につきまして、市民への説明責任を果たす観点から、公表する予定であることを申し添えます。

つきましては、本件の重要性に鑑み、十分な検討及び確認の時間を確保いただけるよう相応の回答期間を設けましたので、令和 8 年 7 月 9 日 12 時までに本再質問状に対する誠実な回答を求めます。

質問事項

- 1) 議員全員協議会では、チラシの発注はたいら元議員がしていたためわからないと説明をされていたが、監査結果では「印刷成果品の納品については…同月 7 日に 2 万 6 千枚が、同会派代表の自宅へ配送された。」(海監発第 14 号令和 8 年 5 月 8 日付、6 ページ)とあり、同会派代表、すなわち伊佐次議員本人の自宅であることが明らかにされている。全協の場で納品先はわからないとも回答されていたが、なぜ事実と異なることを説明されたのか弁明を求める。
- 2) 伊佐次議員は、当該政務活動費の本件該当分を返還されている。返還した理由は何か。政務活動費として不適切であったため返還したのか、説明責任を果たすことが困難であるため返還したのか、会計処理上の誤りがあったため返還したのか、またはその他の理由によるものか、具体的に明らかにされたい。

- 3) 政務活動費の返還は、金銭的な処理としては一定の対応である一方、市民の税金を原資とする公金の使途について、なぜ当該支出が発生したのか、誰が関与したのか、なぜ確認されなかったのかという説明責任が消えるものではない。伊左次議員は、返還をもって本件に関する説明責任が果たされたと考えているのか。
- 4) 伊左次議員が「知らなかった」と説明する内容は、具体的に何を指すのか。
当該支出について、①チラシの作成 ②発注者 ③発注先または関係団体名 ④配布地域 ⑤配布枚数 ⑥政務活動費から支出されたこと ⑦国政政党支部との関係のうち、どの部分を把握しておらず、どの部分は把握していたのか、項目ごとに明らかにされたい。
- 5) 議員全員協議会にて、伊左次議員は本件について、たいら元議員に関わる支出であり、会派の会計もたいら元議員に任せていたので管理を行き届かせなかった自分にも落ち度はあるがこの度問題だとされている支出についてはたいら元議員しかわからないと説明している。しかし、作成されたチラシは伊左次議員にも関わるものでありたいら元議員しか知り得ない、というのはどうしても理解をすることができないが、その点についてはどう考えているか。
- 6) 議員全員協議会にて、伊左次議員は、印刷物の納品場所についての質問には伊左次家ではない場所への納品であり、伊左次議員自身は見ていない、納品にも立ち会っていないと説明された。しかし、調査依頼によって提出された資料によると印刷物約 100,000 枚のうち、伊左次家に 26,000 枚が納品されたとされている。議員全員協議会での質問者の問いかけにもあった通り、26,000 枚もの印刷物が届けば、それが自宅ということであればこれに気が付かないということは理解しがたい。海老名市議会ホームページにあげられている令和 6 年度の維新の会収支報告中ここに添付されているチラシは伊左次議員の記事もありたいら元議員しか知り得ないというのは無理がある。また、チラシは維新の会関係者によって配布された旨の発言があったが、実際はポスティング業者がかかわっていたことが認められる。チラシ作成からポスティングまで本件に関わった維新の会関係者の詳細を知りたい。

- 7) 議員全員協議会での伊左次議員の説明と、その後確認された資料の内容には相違がある。伊左次議員は、現在においても、議員全員協議会で行った説明が正確であったと考えているのか。正確であったと考える場合は、資料上確認される発注者名、社名欄、配布地域との整合性を具体的に説明されたい。正確でなかった部分があると認識している場合は、どの説明が事実と異なっていたのか、また、なぜ事実と異なる説明を行うに至ったのかを明らかにされたい。
- 8) 伊左次議員は、当該支出についてたいら元議員が関与していた旨を説明している。しかし、当該政務活動費は伊左次議員にも関わる支出であり、資料上、社名欄には国政政党支部の名称が記載されている。たいら元議員の関与をもって、伊左次議員自身の確認責任、管理責任、説明責任が軽減され则认为しているのか伺う。
- 9) 議会活動チラシの納品先であるポスティング作業請負業者とのメールのやり取りで、納品先が「いさじ事務所」宛になっていることが明らかになっている。この「いさじ事務所」とは、伊佐次議員の本人のことではないのか、弁明を求める。また、このメールをやり取りしたのは伊佐次議員本人なのかも回答されたい。
- 10) 10月1日付及び10月2日付で発注したチラシ計75,000枚の荷主名が国政政党支部になっているが、なぜ議会活動チラシの荷主が国政の支部になっているのか。伊左次議員は、自らの政務活動費に関する資料に政党支部名が記載されていることを、いつ認識したのか説明を求める。また、社名欄に政党支部名が記載されているにもかかわらず、当該支出が政党活動または選挙区支部活動への流用ではないと説明できる根拠を、具体的に示されたい。
- 11) 政務活動費の収支報告書等を提出するにあたり、伊左次議員は、領収書、請求書、発注内容、納品物、配布先、支出目的について、どの程度確認したのか。仮に確認していなかったとすれば、市民の税金を原資とする政務活動費の管理として適切であったと考えているのか。また、確認していたのであれば、社名欄に政党支部名が記載されていることを認識したうえで、なぜ適正な支出と判断したのか。

- 12) ポスティング完了記録では、32,000 枚が近隣自治体に配布されたことが明らかになっている。政務活動費は、海老名市議会議員としての調査研究その他の政務活動に資するために交付されるものである。近隣自治体への配布が、海老名市政に関する政務活動として必要であった理由を、配布地域の選定理由、配布枚数、配布目的を含めて具体的に示されたい。
- 13) 市内世帯数 6 万 3 千世帯を上回る 101,000 枚の市政レポートを作成した理由と、その配布の先について説明を求める。
- 14) 議員全員協議会で、本件についてはたいら元議員が詳細について知っていると話されたが、議員全員協議会以後たいら元議員と会って話されたのか、また、話し合う計画はあるのか回答されたい。
- 15) 本件では、政務活動費使途について真相を明らかにする責任がある。たいら元議員と会って話し合うことは問題解決の重要なカギだと思うが、その点に関しての伊左次議員の考えを伺う。
- 16) 議会事務局宛に提出された維新の会の議会活動レポートの内容だが、2024 年第 3 回定例会の議会だよりに掲載した内容がそのまま掲載されている。監査結果でも指摘しているように、議会だよりに掲載された行政答弁は、当該チラシが発注された 10 月 1 日時点では議員の手元に配布されていなかったはずである。(2024 年第 3 回定例会の最終日は 9 月 30 日) 政務活動費の精算時に提出したチラシの成果物とは別のものが印刷発注されたことへの疑念が生じる。この点について弁明されたい。また、本当に議会活動チラシを印刷されたのか、改めて回答を求める。
- 17) チラシ作成時期が国政選挙目前だが、その時期に自身のチラシを作成したのはなぜか。国政選挙（伊左次議員の母親のチラシ作成）への流用疑いを指摘されているが、疑いを払拭するための弁明を求める。
- 18) 伊左次議員は、診断書を提出し、健康上の理由により議会への出席が困難である旨を示している。健康上の事情には一定の配慮が必要である一方、政務活動費の使途に関する説明責任は、議員本人に課される公的責任である。再三の招集依頼に応じていない現状において、伊左次議員は、文書回答、資料提出、代理人を通じた説明、オンラインでの説明など、登庁以外の方法により説明責任を果たす意思があるのか。ある場合は、その方法と時期を明らかにされたい。